

青森地方最低賃金審議会の意見に関する公示

青森労働局一般公示第24号

令和8年8月26日青森地方最低賃金審議会から青森県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、青森県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定についての意見に異議があるものは、同法第12条及び最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第8条の規定に基づき令和8年9月10日までに青森労働局長あて(青森市新町2丁目4番25号青森合同庁舎内)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和8年8月26日

青森労働局長 角井 伸一

記

青森県最低賃金の改正決定に係る青森地方最低賃金審議会の意見の要旨

青森県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
青森県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,090円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり